

環境省による事業

平成30年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

■ **高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業**

-断熱リノベ事業者登録- 公募要領

平成30年4月

断熱リノベ事業者登録を申請される皆様へ

断熱リノベ登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることが登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該断熱リノベ事業者が関連した補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。

なお、登録された断熱リノベ事業者が関わる補助事業で補助対象事業者が導入した高性能建材等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象製品の導入に係る補助対象事業者と断熱リノベ事業者(設計者・施工者)との契約、施工、補助対象製品の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIIは関与しません。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 集合住宅における断熱リノベ事業者の登録

1. 断熱リノベ事業者とは	P3
2. 登録について	P3
3. 本事業終了後の実績報告	P4
4. 事業者移行登録について	P4
5. 必要提出書類	P5
6. 注意事項	P5
7. 提出先及び問合せ先	P6

1 集合住宅における断熱リノベ事業者の登録

1. 断熱リノベ事業者とは

「平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」(以下「本事業」という。)の趣旨に基づき、我が国住宅ストックの断熱改修に際し、数値目標を定め高性能建材の活用を積極的に推進する事業者(ハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者等)を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が公募するもの。

なお、登録された事業者は、SIIホームページにて公表する。

2. 登録について

① 登録要件

以下の要件を全て満たすこと。

- 本事業にて1申請当たり100戸以上の集合住宅(全体)の設計又は工事等を行う予定があること。
- 集合住宅における2018年度～2020年度の各年度の高性能建材導入率(下記の「高性能建材導入率とは」を参照)の数値目標を掲げ、目標達成に向けて具体的な普及策(計画)を有していること
また、数値目標は前年度以上とし、数値が下がる変更は原則認めない。
- 上記B)の実績を毎年度、環境省に報告することが確約できること。
- 環境省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- その他、登録に際し、SIIが求める必要書類が提出できること。

【高性能建材導入率とは】

本事業にかかわらない断熱改修も含む、断熱改修の設計又は工事請負件数のうち、高性能建材※1を導入した件数※2の割合をいう。件数の単位は、契約数又は戸数いずれでも可。
カウントのタイミングも、契約日又は引渡日いずれでも可。ただし、目標設定時と実績報告時の定義は同一のものを用いること。

例) 集合住宅の戸数を元に、割合を算出する場合の求め方

$$\text{高性能建材導入率} = \frac{\text{高性能建材を導入した契約戸数}}{\text{断熱改修契約戸数}} \times 100$$

※小数点第1位を四捨五入

※1 本事業における定義(断熱材:λ値0.041以下、ガラス:U値2.33以下、窓:U値2.33以下)を満たす建材のことをいう。建具やガラスの仕様で判断しても良い。

※2 高性能建材の導入が一部であっても可。

② 登録の単位

断熱リノベ事業者は、原則として1事業者につき1登録とする。

ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・子会社等)の場合は、グループ網で1登録としてもよい。

その場合、本社等が当該グループ網を代表して登録することもできる。

また、グループ網として申請する場合は、分割してその一部のみを登録することは不可とする。

③ 公募期間

平成30年4月18日(水)～平成30年6月4日(月)

(注1) 平成30年度については、1申請当たり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、登録事業者が設計又は工事を行うことが申請の要件となるため、該当する事業者は、別途設定する交付申請(一次)受付締め切りまでに断熱リノベ事業者の登録申請を行うこと。

④ 登録確認

SIIは公募期間中に届いた登録申請書の内容について確認を行い、適正であると認めた事業者に対して随時、登録証を交付する。確認の結果は登録の可否にかかわらず申請者に通知する。

また、登録された事業者を順次SIIホームページにて公表する。公表する内容は以下の通り。

- 登録名称(屋号)、所在地、連絡先、ホームページのURL、グループ網
- 次年度以降、事業者登録年度の高性能建材導入実績

3. 本事業終了後の実績報告

登録された断熱リノベ事業者は、事業年度終了後、以下の内容を各年度ごとに環境省に報告する必要があるので注意すること。

① 事業年度における高性能建材導入率

② ①の算出の根拠となる以下の資料

- A) 事業年度における断熱改修の設計又は工事請負件数
- B) A)のうち、高性能建材を導入した件数
- C) A)のうち、高性能建材(断熱材)を導入した件数・導入量【任意】
- D) A)のうち、高性能建材(ガラス又は窓)を導入した件数・導入量【任意】

③ 目標達成に向けた具体的計画に対する実績

- 登録時に設定した目標を達成していなくても、そのことのみを理由として登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはない。ただし、目標を達成できなかった場合は、その理由等の分析を行うこと。
- 本報告は2020年度までの間、毎年報告する必要がある。時期・様式・提出先等は今後登録された事業者に連絡する。(2018年度の実績内容は2019年度内に報告すること。)
- 環境省は登録情報や報告された内容を、高性能建材の普及状況の確認や公表、更なる普及施策の実施や検討等に用いるものとする
なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う。

4. 事業者移行登録について

平成29年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に登録された断熱リノベ事業者は、登録の移行を行う場合、SIIから提示した移行に関する申請書と平成29年度の実績報告書を併せて平成30年4月19日(木)までに提出すること。

ただし、実績報告書が未提出の場合は移行を認められないので注意すること。

5. 必要提出書類

以下の書類を全てSIIIに送付すること。

なお、申請書類一式は全て原本をSIIIに送付し、写しを控えとして手元に必ず保管すること。

書類名	内容	提出形態	正本 ※SIIへ 提出書類	副本 ※事業者 控え
登録申請書	・SIIの指定する登録申請書に記入すること	書類	原本	コピー
暴力団排除に関する誓約事項	・暴力団排除に関する誓約内容について熟読すること ・役員名簿を提出すること	書類	原本	コピー
登録事業者 事業計画書 ^{※1}	・SIIの指定する事業計画書に記入すること ・2018年度～2020年度の年間高性能建材導入率の目標数値を記入すること ・目標達成に向けた具体的計画(定量的な目標を掲げるなど、事後検証が可能な計画であることを)を記入すること	書類	原本	コピー
会社概要書	・カタログ等でも可、ただし会社名、代表者名、所在地、組織図(グループ網等)が確認できるもの	書類	原本	コピー
登録事業者情報	・SIIホームページに公表される登録事業者情報を記入すること ・消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・子会社等)を記入すること	データ (Excel 形式)	原本	コピー

※ 事業計画書の作成に時間を要する場合、上記表中の事業計画書以外の書類の提出を以て、仮登録を認める。該当する事業者は事前にSIIIに相談すること。
なお、仮登録された事業者は、SIIホームページに公表される際、「仮登録」の表記を記載する。「仮登録」の表記は事業計画書の提出を以て削除する。

(注1) 各記入用紙はSIIの「断熱リノベ」のページ(https://sii.or.jp/moe_material30/)よりダウンロードして記入すること。
(注2) 申請書類に不備・不足等がある場合は、原則、申請を受理しないので注意すること。

6. 注意事項

断熱リノベ事業者の申請を行う者は、以下の点に注意すること。

- ① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。
- ② 不正な方法で登録申請をした場合、虚偽の登録申請や実績報告をした場合、事業目標達成に向けた活動を行っていない場合、正当な理由なく実績報告を行わない場合等、SIIが登録事業者として不適切と判断した場合、SIIIは登録を抹消することがある。また、不正行為等で登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに関わった補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求める場合もある。
- ③ 登録内容に変更が生じた場合は、速やかにSIIIにその旨を報告し、指示に従うこと。
- ④ SIIIは、本事業における断熱リノベ事業者の「申請実績及び採択実績の有無」を公表するので本事業を積極的に推進すること。

7. 提出先及び問合せ先

① データでの提出方法

提出書類一覧の表中にある、提出形態が書類のものは「書類の提出先」に送付すること。

データ(Excel形式)のものは、以下を参照し、メールにて提出すること。

メール送信先(SII)	kenzai-jigyousha@sii.or.jp ↑ ハイフン
メールタイトル	例) 断熱リノベ事業者登録申請/(株)〇〇〇〇〇〇〇〇 登録名称(屋号)
メール本文の 必要記載事項	① 断熱リノベ事業者登録を希望する旨 ② 登録名称(屋号) ③ 担当者名・連絡先・メールアドレス

② 書類の提出先及び問合せ先

【書類の提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『断熱リノベ』 事業者登録担当 宛

- 「断熱リノベ事業者登録申請書在中」と必ず記入のこと。
- SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。
- 宛先には略称SIIを使用しないこと。
- 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- 提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860 (平日10時~17時) FAX:03-5565-4861

